

平成 23 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 日興アセットマネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO
 ティモシー・エフ・マッカーシー
 (コード番号：7156 東証所属部未定)
問 合 せ 先 最高財務責任者兼最高管理責任者
 フレデリック・ライデンバック
 最高総務責任者 塚原 真幸
 (電話番号：03-6447-6776)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 23 年 11 月 16 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 引受人の買取引受けによる株式売出し

- (1) 売 出 人 並 び に 住友信託銀行株式会社
売 出 株 式 の 種 類 当社普通株式 54,158,800 株
及 び 数 なお、売出株式数の内訳は、国内売出し 19,874,800 株、海外売出し 34,284,000 株の予定ですが、需要状況等を勘案の上、平成 23 年 12 月 8 日（木曜日）（以下「売出価格決定日」という。）に決定する予定です。
- (2) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとします。

①国内売出し

売出価格での日本国内における売出しとし、SMB C 日興証券株式会社、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社（以下「国内引受人」と総称する。）に国内売出し分の全株式を売出価格で連帯して買取引受けさせます。

②海外売出し

売出価格での欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては、1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に

ご注意：この文書は、予定されている当社普通株式の上場に伴う売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

対する販売のみとする。)における売出しとし、Goldman Sachs International、UBS Limited、Nomura International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited、Citigroup Global Markets Limited及びDBS Bank Ltd.を共同主幹事引受会社とする海外幹事引受会社(以下「海外引受人」と総称し、国内引受人とあわせて「引受人」という。)に海外売出し分の全株式を売出価格で総額個別買取引受けさせます。

国内売出し及び海外売出し並びに後記「2. オーバーアロットメントによる株式売出し」のジョイント・グローバル・コーディネーターは、SMB C日興証券株式会社、Goldman Sachs International、野村証券株式会社及びUBS証券会社とします。

- (3) 売 出 価 格 未定(平成23年12月2日(金曜日))に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日に決定する予定です。
- (4) 申 込 期 間 平成23年12月9日(金曜日)から
(国 内) 平成23年12月13日(火曜日)まで
- (5) 申 込 株 数 単 位 100株
- (6) 株 式 受 渡 期 日 平成23年12月15日(木曜日)
- (7) 引 受 人 の 対 価 売出人は、引受人に対して売出価格決定日に決定される額の引受手数料を支払うものとします。
- (8) 前記各項のほか、引受人の買取引受けによる売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任します。
- (9) 前記各項のうち国内売出しに関するものについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (10) 国内売出しを中止する場合は、海外売出しも中止することがあります。また、海外売出しを中止する場合は、国内売出しも中止することがあります。

2. オーバーアロットメントによる株式売出し

- (1) 売 出 人 並 び に SMB C日興証券株式会社
売 出 株 式 の 種 類 当社普通株式 2,981,200株
及 び 数 なお、売出株式数は上限の株式数を示したものであり、国内売出しの需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる株式売出しが全く行われない場合があります。売出株式数は国内売出しの需要状況

ご注意：この文書は、予定されている当社普通株式の上場に伴う売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

を勘案したうえで、売出価格決定日に決定します。

- (2) 売 出 方 法 売出価格での日本国内における売出しとします。
- (3) 売 出 価 格 未定（上記1. における売出価格と同一とします。）
- (4) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とします。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とします。
- (6) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一とします。
- (7) 前記各項のほか、オーバーアロットメントによる株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他オーバーアロットメントによる株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任します。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (9) 国内売出しを中止する場合は、オーバーアロットメントによる株式売出しも中止します。また、海外売出しを中止する場合は、オーバーアロットメントによる株式売出しも中止することがあります。

ご注意： この文書は、予定されている当社普通株式の上場に伴う売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

【ご参考】

1. 売出しの概要

(1) 売出株式数

売 出 株 式 数	当社普通株式	①引受人の買取引受けによる売出し	54,158,800 株
		(うち国内売出し	19,874,800 株
		海外売出し	34,284,000 株)

最終的な内訳は、売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案した上、下記(3)記載の売出価格決定日に決定する予定であります。

②オーバーアロットメントによる株式売出し(※)

上限 2,981,200 株

- (2) 需要の申告期間 平成23年12月5日(月曜日)から
(国内) 平成23年12月7日(水曜日)まで
- (3) 売出価格決定日 平成23年12月8日(木曜日)(売出価格は仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する予定であります。)
- (4) 申込期間 平成23年12月9日(金曜日)から
(国内) 平成23年12月13日(火曜日)まで
- (5) 株式受渡期日 平成23年12月15日(木曜日)

(※) オーバーアロットメントによる株式売出しについて

引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、2,981,200株を上限として、SMB C日興証券株式会社が住友信託銀行株式会社(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成24年1月12日(木曜日)を行使期限として貸株人より付与されます。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平

ご注意：この文書は、予定されている当社普通株式の上場に伴う売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

成 24 年 1 月 12 日（木曜日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、上限株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格決定日（平成 23 年 12 月 8 日（木曜日））に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人から SMB C 日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

上記取引に関しては、SMB C 日興証券株式会社が野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社と協議の上でこれを行います。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、積極的に株主への還元を実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

今後の事業展開への備えとして投入し、将来の事業発展を通じて株主へ還元してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、配当性向 50%（連結ベース）の水準を目標として、対象事業年度の業績及び将来に係る事業計画を考慮した上で、剰余金の配当等の方法により株主還元を行うこととします。

ご注意： この文書は、予定されている当社普通株式の上場に伴う売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

(4) 過去3期間の配当状況

回次	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
1株当たり当期純利益(連結) (円)	19.50	5.16	25.43
1株当たり配当金(円) (1株当たり中間配当金)	5.85 (—)	1.55 (—)	7.63 (—)
実績配当性向(連結) %	30.0	30.0	30.0
自己資本当期純利益率(連結) %	8.4	2.3	10.7
純資産配当率(連結) %	2.5	0.7	3.2

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、各期の当期純利益を、期中平均発行済普通株式数(希薄化前)で除した数値です。
2. 実績配当性向は、1株当たり配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本当期純利益率は、各期の当期純利益を、期首期末の平均純資産で除した数値です。純資産配当率は、各期の配当金の総額を、期首期末の平均純資産で除した数値です。

3. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。

引受人は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。

(注)「2. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文書は、予定されている当社普通株式の上場に伴う売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。